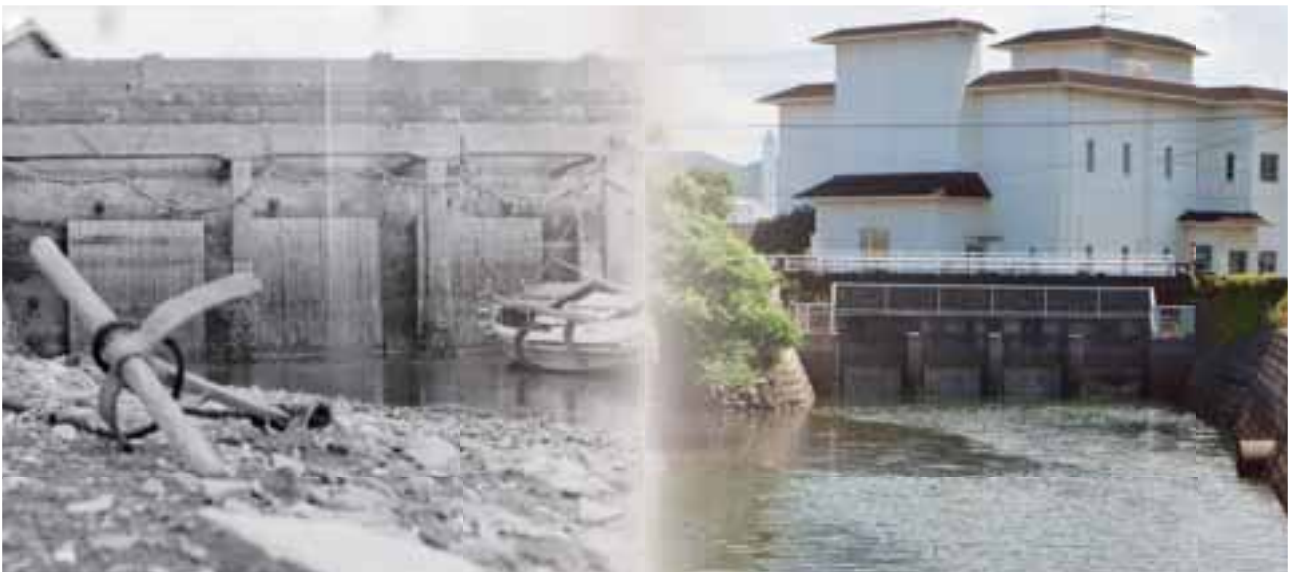


水俣学通信

第 49 号
2017.8.1

Newsletter from the Open Research Center for Minamata Studies



水俣今昔シリーズ7 丸島水門（水俣市丸島町2丁目）（1962年と2014年）

目次

論説：

- 「水銀条約の8月発効と水俣の課題」… 2
中地重晴
- 「関西発 『地位確認訴訟』一審判決レポート」 …… 3
小坂勝弥

原田先生追悼：

- 「原田先生との思い出」 …… 4
田尻和子

研究員紹介：

- 「福島から水俣・熊本へ」 …… 5
高木 亨

報告：

- 「水俣病公式確認60年アンケートにみる差別と偏見の現状」 …… 6
花田昌宣
- 「本学避難所の資料展を大阪・奈良で開催」 …… 7
井上ゆかり
- 「水俣病事件における医療と介護の課題について考えるシンポジウム」 …… 7
田尻雅美

- 今後の予定・水俣学研究センター日録… 8

《論説》

水銀条約の8月発効と水俣の課題

社会福祉学部
(水俣学研究センター事務局長) 中地重晴



水銀条約の発効

2013年10月10日熊本市で採択された水俣条約に、2017年3月末で128の国とEUが調印し、50か国による批准後、90日後に発効することになっていた。

UNEP(国連環境計画)と国際的なNGOは3年以内の発効を目指していたが、各国の取り組みが遅れ気味で、5月EUが水銀条約の批准を決議し、アメリカ合衆国や日本など52か国が批准したため、8月16日に発効することが決まった。7月6日現在で、66か国が批准している。9月24日からCOP1(第1回締約国会議)がジュネーブで開催されることが決まっている。

日本政府は、7月1日水俣で、水銀条約の発効を記念する集まりを海外から条約関係者を招待し開催した。水俣病被害者は招待されず、一般参加者として出席を認められた。わざわざ条約の発効前に、国際的に祝う必要があるのか、筆者は疑問に思う。

水銀条約前文の水俣病の教訓とは何か

国際的な慣例に従えば、締結会議の開催地名をとって、熊本条約となるはずが、事前に、水俣条約と名付けることが外交交渉で決められていた。日本政府は条約前文に「水俣病の教訓」という文言を入れ、国際的な水銀の規制強化につなげるべきということにこだわった。特措法申請締め切り後も水俣病の認定や補償を求める訴訟が継続されている現状の中で、政府と熊本県が水俣病被害の全容を解明し、必要な措置を実現することこそが、世界に「水俣病の教訓」を示すことだと考える。

水俣の課題

チッソの排水により汚染された水俣湾の底質については、暫定基準値を超えるヘドロを浚渫し、湾内最奥部に埋立地(港湾施設)が造成された。1977年から工事が開始され、1990年に完成し、エコパーク運動公園として利用されている。

埋立地の造成は、恒久対策と言われるが、スチールパイル工法と呼ばれる鋼矢板とセメントで作られた護岸は、50年の耐用年数で設計された。熊本県の調査では、護岸の状態がよいとされているが、海水で腐食、老朽化し、遅くとも30年後には、再度護岸工事を実施して、健全性を保たないといけない。浚渫された水銀ヘドロを、半永久的に管理し続けていく必要がある。

熊本県は2008年から水俣湾公害防止事業埋立地耐震及び老朽化対策検討委員会を設置して、護岸の老朽化対策と、2011年東日本大震災を受けて、大規模地震に

対する耐震性などの検討を行った。2015年2月に検討結果を取りまとめたが、現時点では、健全性に問題なく、20年後に委員会を開催して検討すればよしという結論を出した。

埋立地の健全性に関しては、遮水構造が損なわれるからとボーリング等の調査がなされず、詳細は不明である。浚渫したヘドロ中の水銀の化学形態については確認されていない。大規模地震で、津波による護岸の破損や、液状化により水銀が環境を汚染する可能性は十分考えられる。熊本地震を受けて、安全性を再検討すべきであるが、その動きはない。

水銀条約の第12条では、汚染サイト(水銀で汚染された場所)を特定し、評価し、リスク管理の優先順位を決定し、管理する、汚染の拡散の可能性があり、必要があれば、汚染除去などの修復を行う、そのための戦略策定及び活動の実施を義務付けている。

日本政府は、土壌汚染対策法や水質汚濁防止法等で、汚染対策は実施しているため、新たな汚染サイト対策は不要だとしている。筆者は水俣湾埋立地を汚染サイトとしてリスク評価し、管理する必要性があると考えられる。なぜなら、水俣湾埋立地に高濃度の水銀が埋め立て続けられる以上、次の世代に、負の遺産として、代々継承していかなければいけないからである。

同様に、チッソの自社産業廃棄物最終処分場として管理されている八幡残渣プールにも、水銀を含有したカーバイド残渣などの廃棄物が埋め立てられている。こちらも水銀が不知火海に流出しないように、維持管理していかなければいけない。八幡残渣プールの護岸と管理用道路は10年前に水俣市に寄贈され、水俣市に管理責任があり、熊本地震でひび割れが拡大するなど、老朽化して修理の必要性が生じている。水俣市は南九州自動車道の建設現場から出る建設残土の処分先として、この護岸の沖に幅80m、奥行き600mの埋立地を造成する計画を作成し、環境アセスメントを実施している。

八幡残渣プールが地震や津波で被害を受けないのか、液状化しないのか等、きちんと評価していかなければならない。水俣湾埋立地エコパーク同様、数十年おきに護岸の補修を行わないといけない。半永久的な管理を必要とされている。

このままでは、水俣湾埋立地や八幡残渣プールの管理という大きな負債を私たちは次の世代に残したと言わざるを得ない。

《論説》

関西発 「地位確認訴訟」 一審判決レポート

京都・水俣病を告発する会 小坂 勝 弥



さる5月18日、大阪地裁1009号法廷にて、いわゆる地位確認訴訟の判決が言い渡されました。そのようすについてご報告させていただきます。

もし負けるなら「原告らの訴えを棄却する」とくるはずなので、「げ」で始まったらヤバいな…と慣れた支援者たちが身構える中、言い渡しはいきなり「げ」で始まり、みんな「げっ！」という反応。「…んこくらが協定上の権利を有する地位にあることを確認する」ときて、大どんでん返して「よしっ」というつぶやきがもれました。

主文だけで立ち去るのではなく、北川裁判長は「要旨を申しあげます」と理由まで丁寧に述べられました。その内容は…

「本件協定は、被告が甚大な被害を水俣病患者にもたらしたことを反省し、司法において損害賠償として認容される程度を超えた救済を行うことを定めたものと解することが相当である。」

「水俣病の認定を受けた患者であれば本件協定の適用を受けることを認め、広く救済を受ける機会を与える趣旨で締結された」と解することが相当であって…」傍聴席は一文ごとになるほどその通りと至極もつともな内容にうなずき、裁判長は一文ごとに顔を上げ、そのようすを確かめるといふ光景がしばらく繰り返されました。

「本件協定は…損害賠償請求訴訟を選択した者を除外する趣旨であったと解することはできない。よって、当裁判所は原告らが本件協定に基づく補償給付を求めていることができる地位を有することを確認する」

要旨が述べ終えられると、突然、夕立のように拍手がわき起こりました。裁判官も書記官も制止することなく、むしろそのようすに満足しているかのように見えました。それが止んで、あとには晴れ渡ったすがすがしい空気が残りました。本当に雲一つないその日の空のような判決でした。

前後しましたが、この裁判のあらましをご説明させていただきます。原告は国・熊本県の法的責任を確定させたチッソ水俣病関西訴訟の原告であった人たち(の遺族)です。最高裁判決よりも後になってからようやく行政認定を勝ち取り(お一人は溝口訴訟と同時に棄却取消判決を受けたFさん)、晴れて認定患者としての処遇を受けられるものと思った矢先、チッソが民事訴訟の判決が確定し損害賠償を得た者は補償協定の対象外だ

と言い出して一切の追加的補償を拒否してきたので、それに対して、補償協定に基づく権利を有することの確認を求め、地位確認という形式の訴えを起こしたのでした。

もともと、この裁判には困難が予想されました。それは、先に同じ境遇にある別の関西原告の方が起こした同様の訴えが最高裁で却下されていること(2013年7月)。

事件史を知る者にとって、誤審であることは火を見るよりも明らかですが、もし、このままチッソの身勝手な言い分がまかり通ってしまうと、補償協定の歴史的意義までが歪められてしまいますし、地道に裁判を闘い抜いた関西原告の人たちがその代償として協定上の権利を失うなどというとんでもないコトが法的に認められてしまうならば、「お上に楯突くものは結局バカを見るのだ」とすべての市民運動を萎縮させることにもなってしまいます。私は弁護団の先生方に「この誤った判決を事件史の中で確定させてしまってはならない。なんとかリベンジマッチはできないものでしょうか…」と早い時分からせつてきました。

しかし、たとえ誤った判決であっても一定の既判力を持ってしまうため、それをどう跳ね返すのかはたいへん難しい問題です。原告のお二人はもちろん弁護団の先生方も決心されるには相当な勇気が必要であったことと思います。一支援者に過ぎない私も、提訴の連絡をいただいた時には今回は「絶対に負けられないな」と身の引き締まる思いがしました。

この闘いは決して、密室のやりとりにしてしまっただけではない、多くの市民の目で監視しなければならない。その思いで傍聴への参加を募りました。幸い関西訴訟の時から応援団仲間や、反原発運動にかかわり企業や行政の加害責任をあいまいにしてはならないという問題意識を持った方たちが呼びかけに応じてくださり、毎回ほぼ傍聴席をうめることができました。今回の勝利判決はそういった方たちもあわせてみんなの力で勝ち取ったものだと思います。

とはいえ、まだ第1ラウンドに過ぎません。相手は案の定、控訴してきました。第2ラウンドではこれまでに以上に厳しい監視の目で見張り続けなければなりません。今後とも全国のみなさんにぜひご注目を訴えたいと思います。

《原田先生追悼》

原田先生との思い出

田尻法律事務所 田尻和子

水俣学通信の原稿依頼が私にというのは驚きでした。熊本では、水俣病訴訟に関わっていない弁護士は珍しいのですが、私はその一人です。

原田先生とは、苓北の環境会議で初めてお会いしました。私は、弁護士駆け出しの頃、苓北の火力発電所建設に反対する住民訴訟に参加することで、弁護士の基礎を作ってもらったと思っています。

原田先生は、医者には「下医」「中医」「上医」があると言われていました。「下医」は病気だけを診る医者、「中医」は患者を診る医者、「上医」は社会の中での患者を診る医者であるとのこと。弁護士も同様で、若い時は事件での表面的な勝ち負けに一喜一憂し「下弁」です。事件の背後にある事実を深く掘り下げ、本当の解決は何かという視点に立つことは難しく、まして、事件を社会の中に位置づけて見ることはなかなかできないことです。私は弁護士36年目ですが、「上弁」は、はるか遠くです。

天草環境会議の中で、原田先生が、「環境問題では、地域の住民同士が分断されていく。このこと自体が環境問題である」と話されたことが、今でも深く印象に残っています。

私は、昭和60年頃から環境会議に参加していましたが、火電が出来る前の苓北は、海に腰まで浸かり、素手でタコを取って食卓に載せる程、豊かで美しい海でした。

原田先生の定宿は、三文字屋さんでした。原田先生と日本環境会議の有名な先生方も一緒に、環境会議の後には三文字屋の奥座敷で宴会でした。宇沢弘文先生、宇井純先生、淡路剛久先生などご一緒しました。

原田先生の話に必ず出てくるのは、先生が医学生生の頃、夏を三文字屋で過ごした時の話で、奥座敷の軒下まで海で、そのまま泳げたことや、旅館の三姉妹(当時もおきれいでした)がいかに憧れであったかなど、まさに先生の青春時代の天草がそこにありました。

先生亡き後も、苓北の町民の会のメンバーとは家族のような付き合いをさせてもらっております。環境会議の打合せ(打合せまで至らず宴会で終始)と称して原田宅でのパーティは、苓北の魚に寿美子夫人の手料理と原田先生の世界中の面白い話でいつも盛り上がり、先生の上機嫌の顔と楽しいお酒は忘れることがありません。先生の思いを継いで第34回天草環境会議が今年も開かれました。

三文字屋さんが廃業されてからは、岡野屋さんに宿泊していました。岡野屋さんに泊まった時、先生と佐高さんと一緒にの部屋に泊まられたことがありました。

佐高さんはネコ好きで、寝るときは佐高さんの横で寝ていた猫が、朝起きてみると原田先生の横に寝ていたと悔しそうに話されると、原田先生が「うちの奥さんがえらい毛深くなったなと思ったら猫だった」と、さすがの佐高先生も突っ込みもできませんでした。

先生とは、天草環境会議の他にも、落語の会や韓国旅行に誘っていただき、韓国の慶州の桜見は三度目の正直で3回目にして満開の桜に先生も大喜びでした。先生は楽しいことが大好きで、先生の周りは笑顔でいっぱい、どの写真も先生の笑顔は特上でした。

私が担当していた医療過誤裁判に、原田先生は学生さん達を連れて法廷傍聴にこられました。医療訴訟は医療機関相手ですから協力的な医者は少ないのですが、先生は「中立というのは、力のある人となない人がいるとすれば、真ん中に立つことが中立ではなく、力のない人の側に立つことが中立ではないか」と言われていました。

先生は、人間の弱さには寛容であり、力のない人には寄り添うやさしい先生でしたが、権力や資本に対する批判は明快でした。

「くまもと九条の会」では、先生の戦争体験を話してもらいました。1945年7月1日の熊本大空襲で先生のお母様は亡くなられ、まだ小学生の先生は「弟の手を引いて立田山に逃げたが、軍隊は逃げてくる民衆を銃剣で追い払った。軍は国民を守らない。」いつものやさしい口調でしたが、先生の反戦の言葉はストレートに響きました。

先生は、最期まで、取材を受け、講演で話し、多くの本を出版し、「水俣で起こったことは公害という言葉でごまかしてはいけない、犯罪である。そのことを未来に、世界に伝えていかなければならない」、「ノーモアみなまた」のメッセージを伝え続けた人生でした。

残された時間の限り、この世での務めを果たし続けた先生。私達には苦しい表情一つ見せず、優しい笑顔と共に未来へのメッセージを残されました。

そして、常に力のない側に寄り添い、共に戦った先生の生き様は「上医」以上であり、私は、原田先生の生き様を心に焼き付け、先生のメッセージをしっかり受け止めていこうと思います。



第25回天草環境会議にて、原田正純先生と筆者(2008年7月)

《研究員紹介》

福島から水俣・熊本へ

社会福祉学部 高木 亨
(水俣学研究センター研究員)



熊本地震直前の2016年4月に熊本学園大学に着任しました。専門は人文地理学で、産業地域研究や復興研究に取り組んでいます。前職は福島大学うつくしまふくしま未来支援センター（以下、FURE）で、復興支援研究をおこなっていました。

東日本大震災による東京電力原子力発電所事故での被害を目の当たりにして、これまでの自然災害からの復旧・復興とは異なる視点の必要性を感じていました。地理学を専攻するものとして、原子力災害によりアネクメネ*1が出現する状況に、強い憤りを感じています。福島の災害は、原子力災害だけに注目されがちですが、地震・津波・土砂災害・原子力災害、そして風評被害が複雑に組合わさった複合災害として捉えなくてはなりません。

福島の原子力災害からの復興は、従来の自然災害とは性格が異なることもあり、自然災害の復興スキームだけではうまくあてはまりませんでした。そこにはこれまでの経験の蓄積がある公害、とくに水俣に学ばないと福島の復興プロセスは見えてこないことに気づかされました。そこで、2013年に初めて水俣を訪れました。その際、花田センター長はじめ、田尻先生・井上先生にお世話になりました。それまでは「過去のこと」ととらえていた水俣病が現在も続いているということ、水俣の海は当時も今もきれいだっただことに、頭をハンマーで殴られるような感じがしました。

この水俣訪問をきっかけに福島大学FUREと水俣学研究センターとの交流にも取り組むこととなりました。花田センター長には1度福島で水俣病事件についてレクチャーをして頂き、田尻先生・井上先生には、福島と水俣とを考えるシンポジウムで2度来て頂き、水俣について学び、また福島の復興について意見交換をおこなってきました。

こうした成果の一つとして、私たちの研究チーム*2では、さまざまな自然災害からの復興プロセスに、公害からの復興プロセスを位置づけ、両者を「広い意味での災害」として考える視点を得ました。従来地理学の分野ではこうした発想はありませんでした。そして、福島の原子力災害をはじめとする複合災害を、「広い意味での災害」ととらえ直してこれからの復興にどのように役立っていけるのか、支援を含めた研究をおこなっています。

熊本へ来てすぐ、2016年熊本地震により被災しました。FUREに救援を求め、いろいろな支援をしてもらいました。そうしたなか、FUREの天野先生から提案を受けた「避難所サロン」活動がきっかけとなり、学生主体の災害ボランティアという新たな取り組みをはじめることとなりました。避難所サロンはその後避難者の方から「おひさまカフェ」と名付けて頂き、地震から1年3ヶ月が経過した現在も毎週末の2日間、益城町テクノ仮設団地A地区集会所にて開催しています。運営も学生主体でおこなっており、仮設団地における様々なコミュニケーションの拠点となっています。

この活動がきっかけで、2017年1月に立ち上がった熊本学園大学ボランティアセンターの副センター長という役を担うこととなりました。現在学生7団体が熊本地震の被災地域で活動しています。センターの運営は、学生さんたちが活動しやすい環境を整え、資金面等のバックアップをし、彼らの能力の向上を図ることを中心に据えています。

2017年3月には学内助成のクマガクGPを活用し、FUREから天野先生をお呼びして、大規模避難所シミュレーションゲーム「さすけなぶる」*3をボランティア学生や教職員とともに実施しました。東日本大震災の大規模避難所で実際に起きた事例から、「新聞屋と呼ばれた人たち」、「避難所に食料をもらいに来た人」、「足湯ボランティアでの『セクハラ』」、「あの人がいるから行きたくない」という4つを取り上げ、参加者で議論をしながら、正解のない回答を導き出す作業をおこないました。「さすけなぶる」のサブタイトル「あなたの人生がマニュアルになる」にあるように、これまでの各人の人生経験が反映されるため、様々な考え方が表れ、新たな気づきが生まれました。

福島の復興支援研究、水俣の経験を福島へフィードバックする研究に加え、熊本地震の復興支援研究にも取り組みつつ、「広い意味での災害」からの復興研究を進めていきます。今後ともご指導のほどよろしくお願いいたします。

*1：人が住めない地域を示すドイツ語。対義語はエクメネ。

*2：詳細は <http://www.bbb-fukushima.org> を参照。

*3：<http://www.sasuke-nable.com> を参照。

《報告》

水俣病公式確認60年アンケートにみる差別と偏見の現状

水俣学研究センター長 花田 昌宣
(社会福祉学部)

熊本学園大学水俣学研究センターでは朝日新聞社と協力して、2016年2月から3月にかけて、「水俣病公式確認60年アンケート」を11の水俣病被害者団体の協力を得て水俣病の被害者に対して行いました。

目的は、水俣病の被害を受けた人々の被害経験及びその認識を把握し、水俣病公式確認後60年を経過した現状と将来の課題を明確にしようというものでした。概要については、昨年5月に朝日新聞が大きく報道していますのでご存知の方もおられるかと思えます。

調査したのは、自身の健康状態について、水俣病に関する差別や偏見についての経験や意見、水俣病認定制度・被害者救済にかかる特措法についての認識と意見、チッソへの期待や分社化、行政の取り組みについての意見、水俣病問題についての現状認識などです。

アンケートは郵送方式による自記式調査で、配布総数は8,936通、回収数は2,619通で回収率29.3%でした。この回収率は、同種のアンケート調査では、分析に有効な数値であると判断しています。なお、水俣病に関してはこれまでも住民を対象としたアンケート調査はなされたことはありますが、被害者を対象とした調査は今回が初めてです。

アンケート実施後、3月中には単純入力作業がほぼ終わっており、入力データの校正や集計の作業に入った2016年4月14-16日に熊本地震に見舞われ、水俣学研究センターも被災したため、集計・分析作業は一旦休止せざるを得ませんでした。昨年秋頃からデータの分析を再開し、専門的統計分析や自由記述欄の分析にとりくんでいるところです。

アンケート結果に見る水俣病に対する差別と偏見

ここでは単純集計に基づいた中間的な資料に基づいて、水俣病に関する差別と偏見の課題について報告します。

まず、差別・偏見の経験についてですが、水俣病を理由に不当あるいは理不尽な扱いを受けたことがあるかどうか、自分が水俣病であるかどうか、あるいは補償救済の手続きをしていることなどを他の人に話すことができるか、という点について尋ねてみました。

水俣病についての差別の経験を尋ねた問いに回答したのは804人。回答の多かった順に並べると、馬鹿にされたり、悪口や陰口を言われたことがあると答えた人が55.8%、補償金や一時金をもらったことを非難されたことのある人が41.8%と極めて高く、もっと直接

的な差別経験があると答えた人の割合は低くなるが無視し難い現実もあります。縁談に差支えたことがある11.7%、親戚や近所、友人から付き合いを避けられた10.7%、職場や学校での嫌がらせ経験のある人が9.3%、就職を断られたのが7.2%となっています。

家族内でしか話題にしない水俣病被害

そこで、水俣病についての被害経験を誰に話したかを尋ねて見ました。

誰にも話したことがないと回答した人が11.1%にも上りますが、ほとんどが家族内で話しているにとどまっています。子や孫に話していると答えた人は39.6%で半数以上の回答者が子供達にも話していないという回答が得られました。また近所の人と話したことがあるという回答者は10.7%に過ぎず、水俣病の問題が社会化され、1995年の政治解決、2010年の特措法救済策実施の折には、熊本県や地元自治体による周知も図られたはずですが、家族内でしか話題にのぼらせないという現実がありました。

水俣病という病名は変更する必要がないという回答が圧倒的多数

1960年代末以降、水俣では水俣病の病名変更運動が繰り返し起きており、近年では水俣病という地域名を冠した病名が、水俣に対する差別の要因になっているという論調も見られるため『『水俣病』という病名についてどう思いますか』という問いを立てました。

回答は、このままでよいと答えた人が回答者数の67.3%を占め、変えたほうがよいと考えている人は12.4%に過ぎませんでした。

病名が差別を引き起こすという主張に関しては、何ら実証的研究もなされたこともなく、むしろ水俣病患者に対する共感の欠如こそが問題ではないかと考えられるのですが、そこで当の被害者たちがどう認識しているか問うて見たわけですが。結果としては、被害者達は病名変更を望んでいないことが明白になりました。

水俣病をめぐる差別の一端に触れることができましたが、今後さらに年齢、居住地、認定か未認定かなどステータスなどの要因と掛け合わせた詳細な分析を進めていきます。

アンケート全体の分析結果は、やがて報告書としてまとめるとともに、学術論文などで報告していく予定です。差別と偏見の項に関しては、『水俣病問題のいま—差別禁止法制定を求める当事者の声⑨』（近刊予定、部落解放・人権研究所）に収録されます。

《報告》

本学避難所の資料展を大阪・奈良で開催

水俣学研究センター研究員 井上 ゆかり

今回、大阪人権博物館と奈良の水平社博物館から、熊本地震後の本学の避難所における、障がいを持つ方、介護が必要な方への支援を通して、被災地における障がい者への「合理的配慮」や人権保障について、共に考えたいとの申出を受け、資料展を行うこととなった。

熊本においては、「地域に根付いた避難所の取り組みと被災者支援～熊本学園の取り組みを将来に活かす～」と題して、2016年11月に本学産業資料館、本年1月に熊本県庁、4月に本学14号館で資料展を開催し、伝える取り組みを続けている。

今回は、これまでの写真パネルや健康医療相談ノートなどの現物資料だけでなく、地図や避難所の経時の変化と特徴を示すパネルを新たに加え、県外の方々に伝わるよう工夫している。避難所の支援にあたった教員には、避難所の統括責任者であったセンター長はじめ、「水俣」に学ばせていただいた者が多かった。そのため避難所の取り組みを伝える時、それは必然と「水俣」を伝えることにもなると考えている。

全国の方々に知っていただく機会となることを願っている。各会場の開催期間は次のとおり。

「熊本震災と障害者を受入れた避難所—熊本学園大学・激動の45日」

大阪人権博物館 7月19日(水)～8月26日(土)
講演会は8月19日(土)に開催
大阪市浪速区浪速西3-6-36

水平社博物館 10月3日(火)～11月19日(日)
講演会は10月21日(土)に開催
奈良県御所市柏原235-2



《報告》

水俣病事件における医療と介護の課題について考えるシンポジウム

水俣学研究センター研究員 田尻 雅美

水俣病公式確認61年目を迎える前日の4月30日、「水俣病事件における医療と介護の課題について考えるシンポジウム」が水俣病被害者・支援者連絡会主催で、水俣市のもやい館で開催された。

水俣病公式確認から61年。当然ながら水俣病で被害を受けた方々も60歳を超えた年齢となっている。高齢や障害だけでなく、水俣病の被害によって、水俣病の被害者たちは、年々、医療や介護へのニーズが高まっている。

シンポジウムでは、最初に当事者と介護の現場から、自宅やグループホームでの生活が信頼のおける人々のサポートによって支えられている現状が報告された。その後、水俣病に長くかかわる医師3人が報告し、水俣病診断が医療の現場と認定制度によって乖離しているため水俣病が正しく把握されていない実態が報告された。

毎年5月1日に「水俣病公式確認から〇年」と慰霊

式が行われ、環境大臣や県知事らが「水俣病のような被害を二度と起こさない」「医療と福祉の充実」などと発言している。

しかし、水俣病は未だ解決していないがために、医療や介護の問題は、水俣病の被害を受けた当事者が声を上げ、それを受け止めることができる数少ない支援者によって支えられている。そして多くの被害者は、声をあげることなくひっそりと暮らしているのが現実だと思う。

水俣病を現場からみようとしない為政者によって作られた水俣病の認定制度や各種の救済措置によって、水俣病被害者は分断され、差別は助長されるといった被害が生まれ続けている。

水俣病発生地域で医療・福祉を充実させるためには、水俣病による差別問題と向き合わなければならない。水俣病の被害を堂々と語ることが必要なのだ。福祉ではなく、権利として必要なのである。

今後の予定

第16期水俣学講義

- 期 間：2017年9月21日～2018年1月25日
毎週木曜（冬季一斉休業などを除く）
○時 間：4時限（14：40～16：10）
○場 所：熊本学園大学 11号館6F 1163教室
*講義日程など詳細が決まりましたら、HPに掲載いたします。

第14期公開講座

「払っているだけの介護保険？はじめての一步」

- 開講日：2017年9月26日～10月24日
毎週火曜日 18：30～20：30
○場 所：水俣市公民館（熊本県水俣市浜町）
- 9月26日
「社会保険制度の発展と介護保障一日独比較の視点から」
松本 勝明（熊本学園大学社会福祉学部）
- 10月3日
「住民でつくる介護予防と生活支援～ささえりあ帯山の実践を通して～」
那須 久史（熊本市高齢者支援センターささえりあ帯山）
- 10月10日
「水俣市における介護保険の利用状況と課題、水俣病患者が抱える地域福祉の課題（仮）」
秋山 真輝（水俣市社会福祉協議会）
- 10月17日
「認知症のひとと家族を支える地域づくりを考える」
黒木 邦弘（熊本学園大学社会福祉学部）
- 10月24日
「病いとの関わりをめぐって：認知症、アルコール依存症、うつ病—ケアの現場は星座のごとく—」
下地 明友（熊本学園大学社会福祉学部）

水俣学研究センター日録

4月

- 1日 吉井正澄氏出版記念会：藤本（水俣）
10・24日 みなまた地域研究会：花田・中地（水俣）
14～15日 水俣病訴訟関係会議：花田（大阪）
17日 DB紀伊国屋書店との打合せ：花田・井上・石坂（大学）
21日 水俣病被害者互助会認定義務付け訴訟・会議：花田・井上・平郡・谷・伊東・山下（熊本）
26日 水俣病事件資料集編纂委員会：花田・井上・高峰（大学）
30日 水俣病事件における医療と介護の課題について考えるシンポジウム：花田・井上・田尻（水俣）

5月

- 1日 水俣病慰霊祭：花田・藤本・井上・田尻（水俣）
8・24日 水俣学研究編集委員会：花田・宮北・萩原・井上・田尻（大学）
13日 春期公開講座「震災の教訓—熊本地震から学ぶべきことは何か—」「高齢者・しょうがい者を受け入れた熊本学園大学避難所」：花田（大学）
17～18日 避難所資料展会議・地位確認訴訟判決：花田・井上（奈良・大阪）
22日 水俣病公式確認60年朝日新聞社とのアンケート調査検討会：花田・宮北・中地・守弘・藤本・井上・田尻（大学）
24日 福岡女子大水俣研修受け入れ：中地・田尻（大学・水俣）
水俣病事件資料集編纂委員会：花田・井上・高峰（大学）
28日 チッソ労働運動史研究会：花田・井上・磯谷・石井・富田・福原（大学）
29日 みなまた地域研究会：花田・中地（水俣）

6月

- 3・10日 FWⅡ・ヒ素汚染地域調査事前研究会：中地・花田・井上・田尻（大学）
4日 不知火海・球磨川流域圏学会：宮北（熊本）
ゼロ・ウェイストアカデミー総会：藤本（徳島）
5日 第32回定例研究会（大学）
2017年度水俣学研究センター総会（大学）
15日 化学物質評価機構講演「水俣病と科学者」：花田（福岡）
20日 鉄鋼スラグ問題学習会：中地（御所浦）
21日 水俣病資料集編纂委員会：花田・井上・高峰・東島（大学）
23日 水俣病被害者互助会義務付け訴訟傍聴：井上・田尻・平郡（熊本）
24～25日 福祉環境学入門水俣研修：花田・宮北・中地・高木・矢野・井上・田尻（水俣）
28日～7月2日 タイ・ミャンマー科研調査：宮北・中地（タイ）
29日 若かった患者の会：田尻（水俣）
- 毎週金曜 水俣病研究資料返却と収集：井上（熊本大学）
隔週火曜 健康・医療・福祉相談：下地（水俣）
- 熊本地震関連講演を京都・佐賀・長崎・福岡・熊本県内などで行い、研修・視察も受け入れました。

編集後記

1年1年があつという間に過ぎている。1年は365日、1日は24時間。本当は長くて重い1年だと思う。

(M・T)

水俣学通信

第49号 2017.8.1

編集／熊本学園大学水俣学研究センター 発行人／花田 昌宣
連絡先／〒862-8680 熊本市中央区大江2-5-1 熊本学園大学水俣学研究センター
Tel：096-364-8913(ダイヤルイン) Fax：096-364-5320
http://www3.kumagaku.ac.jp/minamata/ E-mail:minamata@kumagaku.ac.jp
印刷／ホープ印刷株式会社